

告示

目次

告示

- 福祉事務所の所管区域の特例の対象となる事務の廃止………(健康福祉課)：一
- 救急病院の設置……………(健康医療課)：一
- 臨時の職業訓練の施行……………(労政・能力開発課)：一
- 二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する県土整備事務所の指定……………(監理課)：二
- 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定………(道路課)：三
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課)：三
- 自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所の指定……………(県税事務所)：四
- 公印の廃止……………(職員福利課)：五

教育委員会

出先機関

名 称	所 在 地	認定の有効期限
津軽三育医院	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田 一三〇の一二	平成十七年三月三十一日

青森県告示第百四十六号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県報

第一千三号

平成十四年四月一日（月曜日）

青森県告示第百四十四号

平成五年三月三十一日青森県告示第一百三十一号（福祉事務所の所管区域の特例の対象となる事務）は、廃止する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守 男

青森県告示第百四十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守 男

二以上の県土整備事務所にわたる事務	一般国道道百一號に関する事務（大糸瀧スノーシェッドの部分に係るものに限る。）	
一般国道百一号に關する事務（漆館橋から北津軽郡鶴森田町大字妙堂崎一号に西津尻二郡に限る。）	弘前県土整備事務所 五所川原県土整備事務所	二以上にわたる県土整備事務所名
五所川原県土整備事務所	五所川原県土整備事務所	二以上にわたる事務を分掌する県土整備事務所名

青森県告示第百四十七号

青森県行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）第十三条第三項及び青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第二百十五条第二項の規定により、二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる県土の整備に関する事務を分掌する県土整備事務所を次のとおり指定し、平成元年四月一日青森県告示第二百五十九号（二以上の土木事務所の所管区域にわたる土木に関する事務を分掌する土木事務所の指定）は、廃止する。

平成十四年四月一日

一二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる道路に関する事務（次号に掲げる事務を除く。）を分掌する県土整備事務所

青森県知事
木村守男

青森県立青森高等技術専門校	臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称
・普通職業訓練課程	類職業訓練課程の種類
た薦は講訓か安公もを受指練ら定共の受講示の職所職け推又受業長業	対象者
務O A事科	訓練科
六月	訓練期間
一後一期○人	定期数

青森県知事
木村守男

二 道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第四十七条の二第一項の規定による車両の通行の許可に関する事務が二以上の県土整備事務所の所管区域にわたる場合の当該許可に関する事務を分掌する県土整備事務所は、当該許可の申請を最初に受けた

三 二以上の県土整備事務所とする。

備事務所

青森県告示第百四十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大一十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条の規定により公示する。

路 線 名	区 間	県道 十和田線	県道 十和田三戸線	県道 十和田市元町東一丁目五の一から 十和田市大字洞内字後野三三〇の一六まで
県道 十和田線 戸来十和田線	区間	十和田市元町東一丁目五の一から 十和田市大字洞内字後野三三〇の一六まで	十和田市元町東一丁目三の一から 十和田市穂並町四七の一まで	十和田市元町東一丁目五の一から 十和田市穂並町四七の一まで
十和田市大字藤島字上野目一の一から 十和田市穂並町四七の一まで	区間	十和田市稻生町七の一から 十和田市稻生町七五の八まで	十和田市稻生町七の一から 十和田市稻生町七五の八まで	十和田市稻生町七の一から 十和田市稻生町七五の八まで
十和田市大字藤島字上野目一の一から 十和田市穂並町四七の一まで	区間	十和田市稻生町七の一から 十和田市稻生町七五の八まで	十和田市稻生町七の一から 十和田市稻生町七五の八まで	十和田市稻生町七の一から 十和田市稻生町七五の八まで

公告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

平成十四年八月一日
提出先 青森県商工観光労働部経営振興課

一大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
弘前市バリューハウス新町一六七の一	弘前市新町一六七の一
マックスバリュ東北株式会社	マックスバリュ東北株式会社

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社亀屋みなみチェーン 青森市卸町二の一七 代表取締役 南実	秋田県秋田市土崎港北一丁目六 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原田昭彦
西・平成 三・二七	西・平成 三・二七

四 届出年月日 平成十四年三月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十四年四月一日から同年八月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

6 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

3 記載事項 (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出先機関

青森県税事務所告示第一号

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)第三十条第一項の規定により自動車税・自動車取得税証紙代金収納計器の取扱場所を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年四月一日

青森県税事務所長 棚橋達彦

一 自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人の住所及び名称

1 住所

青森市奥野一丁目一二の三

2 名称

一 社団法人青森県自動車会議所
二 証紙代金収納計器の取扱場所

青森市大字浜田字豊田一三九の二二

青森県交通会館内

青森市大字浜田字豊田一二九の一三

青森県軽自動車会館内

八戸市大字市川町字長七谷地二の七〇四

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第三号

平成十四年三月三十一日次の表に掲げる公印を廃止したので、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）第九条の規定により告示する。

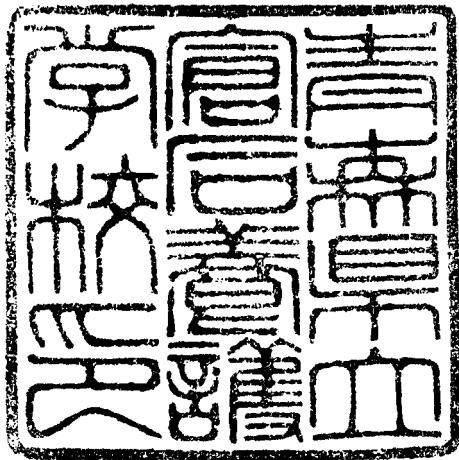
平成十四年四月一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

公印の名称

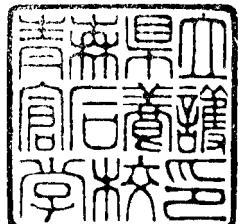
青森県立倉石養護学校長印

公印の印影



青森県立倉石養護学校印
(正印)

青森県立倉石養護学校印
(副印)



(毎週月・水・金曜日発行)	青森市長島二丁目一番二号	発行所・発行人
定価小口一枚三付十五円〇一銭	青森市古川二丁目二七番五号	印刷所・販売人
	東奥印刷株式会社	